

平成 29 年 12 月 12 日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部監督課長

時間外・休日労働協定の締結当事者の要件に係る周知の協力依頼について

現在、各労働基準監督署では、過重労働対策、長時間労働抑制対策等法定労働条件の履行確保について取り組んでいるところですが、大手広告代理店の過労自殺事案では、時間外・休日労働協定の締結当事者の労働者側代表者の適格性について問題が認められ、当該協定が無効であったことが判明しています。

そのため、今般、厚生労働省では、時間外・休日労働協定の締結当事者の要件に関する別紙リーフレットを作成し、適正な時間外・休日労働協定の締結について幅広く周知することとしましたので、別紙リーフレットを貴団体の窓口に備え付ける、ホームページに掲載する等時間外・休日労働協定の締結当事者の要件に係る周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。